

藍住町東中富桜つつみ公園におけるキッチンカー等出店者募集要項

1. 目的

藍住町東中富桜つつみ公園を訪れる来園者に楽しみを創出し、地域の活性化及び災害時の円滑な支援活動の推進に資するため、公園内におけるキッチンカー等の出店者を募集する。

2. 概要

(1) 出店期間

令和8年4月1日(水)から令和8年11月30日(月)まで

(2) 営業時間

午前10時から午後5時までの間(準備・後片付けの時間は除く)

※前後1時間を準備・後片付けの時間とする。

(3) 場所

藍住町東中富桜つつみ公園内

所在地 藍住町東中富字西傍示51番地1

(4) 店舗範囲

1台・1区画 15.0㎡(3.0m×5.0m)を標準とする。

(5) 出店形態

保健所で藍住町内における営業の許可を受けた移動販売車(キッチンカー等)とする。

(6) 募集出店数

出店数は1日最大2台(2区画)までとする。また、1事業者につき原則1台(1区画)とする。

申請が重複した場合は、町内事業者及び徳島県キッチンカー協会会員を優先する。なお、出店可能数を超える申請があった場合は、受付期限後に抽選を行う。

(7) 出店料

1区画 1,500円/日 1㎡を超える毎に100円

(藍住町東中富桜つつみ公園の設置及び管理に関する条例に基づく使用料)

※出店料は、荒天、災害による中止を除き原則還付しない。

※占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに切り上げて計算する。

3. 応募資格

(1) 次の全てに該当する個人、法人又は任意団体であること。

- ① 藍住町において、有効な営業許可を有すること
- ② 食品衛生責任者又はそれに代わる資格(調理師、製菓衛生士、栄養士など)を有すること
- ③ 食品賠償保険等に加入していること
- ④ 出店に際して必要な連絡や調整を適切に行えること

(2) 次のいずれかに該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 納付すべき町税等を滞納している者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者

- ④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 申込業種について、申込日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- ⑥ 藍住町暴力団等排除措置要綱に抵触している者
- ⑦ 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする者
- ⑧ 公園の円滑な運営を妨害し又はその可能性がある行為をする者

4. 販売品目

(1) 飲食物(アルコール飲料を除く。)

- ① 製造加工品(食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。)
- ② 現地調理品(売店において調理する食品は、適法な範囲の簡易な調理のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理されるもの。ただし、近隣住宅地に煙や臭いの影響を与えるものは除く。)

(2) その他町が特に必要と認めたもの

5. 応募申請方法

(1) 提出書類

藍住町東中富桜つつみ公園内においてキッチンカー等による営業のため使用の許可を受けようとする場合は、以下の書類を町長へ提出し、許可を受けなければならない。

- ① 藍住町東中富桜つつみ公園使用許可申請書
- ② 町税等の納付状況調査同意書
- ③ 暴力団排除に関する誓約書
- ④ 販売品目が具体的にわかるメニュー表等の資料
- ⑤ 営業許可証の写し
- ⑥ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格(調理師、製菓衛生士、栄養士など)証明書の写し
- ⑦ 食品賠償保険証等の写し
- ⑧ キッチンカーの車検証の写し

(2) 受付期間

令和8年3月11日(水)から令和8年11月27日(金)までの開庁日(土・日・祝日を除く)
午前8時30分から午後5時まで

※期限は、原則として営業希望日の属する月の前月15日(休日の場合は翌開庁日)とする。同日以降は空きがある場合に限り先着順で受付し、営業希望日の3日前までを期限とする。

(3) 申請書提出方法

窓口へ持参又は郵送による。

※郵送の際は、書類が到着した日を申請受付日として扱う。

(4) 出店料

申請の際に、窓口で前納とする。(現金のみ)

(5) 許可証の交付

審査後に、希望に応じて郵送又は窓口で許可証を交付する。

6. 配置箇所

別図参照

7. 注意事項

- (1) 食品衛生法及びその他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 使用している食材を全て把握し、アレルギーに関する質問に対して適切な情報提供を行うこと。
- (3) 利用者が商品及び価格を一目で判別できるよう、適切なPOP（商品名・価格・商品説明等）を掲示すること。なお、価格表示は「消費税法」に基づく総額表示（税込価格の明記）とすること。
- (4) 保健所から交付された許可証を利用者が確認できるように営業車両の中に掲示すること。
- (5) 出店スペースに必ずゴミ箱を備え付け、出店に当たって発生したごみや排水（汁物・油類等）は必ず持ち帰り、出店者の責任において処理すること。
- (6) 電気及び水は出店者が用意し、公園内の電気及び水道は事業に使用しないこと。
- (7) 出店による事故・苦情等は出店者の責任において対処すること。
- (8) 出店に係る権利は、第三者に委託し又は譲渡してはならないこと。
- (9) 来園者の往來の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (10) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (11) 大音量のBGM等は使用しないこと。
- (12) 公園内で喫煙をしないこと。
- (13) 出店者が自ら出店を中止する場合は、生活環境課へ連絡すること。
- (14) 悪天候や災害により事故の恐れがある場合、暑さ指数に応じた熱中症対策が困難な場合、又はこの要項の規定に違反した場合は、許可の取消しや出店の中止を命じることがある。なお、中止により損害が生じた場合であっても、町はその補償の責めを負わない。
- (15) 営業時間終了後は、速やかにキッチンカー等を撤収（公園敷地外に移動）すること。営業日が連続する場合においても同様とする。
- (16) 藍住町東中富桜つつみ公園の設置及び管理に関する条例及び同規則、その他関係法令を遵守すること。なお、公園周辺の道路等においても、道路法をはじめとする関係法令を遵守すること。
- (17) 出店期間中に生じた盗難、事故その他の損害については、その理由の如何にかかわらず、町は一切の責任を負わないものとする。
- (18) 実施に当たり問題点等があった場合は、この要項を見直す場合がある。
- (19) この要項に従わない場合は、許可を取り消す場合がある。

8. 窓口・問合せ先

所在地 〒771-1292 藍住町奥野字矢上前5番地1

藍住町役場 生活環境課

電話 (088) 637-3116